第五条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、英語により、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

3　この条のいかなる規定も、締約国がとる措置がこの協定に適合しているか否かについて影響を及ぼすものではない。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令、行政上の手続又は行政上の決定を導入し、又は変更する場合には、緊急のときを除くほか、可能な限り、かつ、自国の法令に従い、当該法令、行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と当該法令、行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が効力を生ずる時との間に合理的な期間を置くよう努める。

注釈　「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上行われる決定又は解釈であって、当該決定又は解釈の適用対象となる全ての者及び事実関係に対して適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。

(a)　行政上の手続において行われる決定であって、個別の事案における特定の者、物品又はサービスに対して適用されるもの

(b)　特定の行為又は慣行について判断するもの

第六条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、可能な限り、かつ、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める。

第七条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、当該秘密の情報の開示が自国の法令の実施を妨げ、公共の利益に反することとなり、若しくは公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものを開示し、又は当該秘密の情報の入手を許可することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第八条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、その後の審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を設け、又は維持する。当該司法裁判所は、公平なものとし、及び行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならず、また、当該事項に関する裁判の結果についていかなる実質的な利害関係をも有してはならない。

2　各締約国は、当該司法裁判所又は司法上の訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び提出された意見（自国の法令が要求する場合には、行政当局が収集した記録を含む。）に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令に定める上訴又はその後の審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)に規定する決定が関係当局によって実施され、及び考慮されることを確保する。

第九条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり及び努力を払うことを確保する。

第十条　一般的例外

1　次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈　この条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条(b)及びサービス貿易一般協定第十四条(b)の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境上の措置を含むこと並びに千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定は、生物資源であるか否かを問わず、有限天然資源の保存に関する措置に適用することが了解される。

第十一条　安全保障のための例外

1　次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条　租税

1　この条において明示的に定める場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づくいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　第五条1及び2並びに第七条1の規定は、この協定が租税に係る課税措置に適用される限りにおいて、当該課税措置について適用する。

注釈1　租税に係る課税措置には、次のものを含まない。

(a)　第十八条に定義する関税

(b)　千九百九十四年のガット第六条の規定、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金及び相殺措置に関する協定」という。）に基づいて課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c)　提供された役務の費用に応じた輸入に関連する手数料その他の課徴金

注釈2　この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条　一時的なセーフガード措置

締約国は、次のいずれかの場合には、千九百九十四年のガット第十二条の規定、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解及びサービス貿易一般協定第十二条の規定に従い、また、国際通貨基金協定に適合する範囲内で、措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合